

令和元年6月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

陳情一覧表	1
総務教育常任委員会	9
福祉生活病院常任委員会	17
農林水産商工常任委員会	25
地域振興県土警察常任委員会	29

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 元年 - 1 (元. 5. 10)	総 務	本年 10 月に予定される消費税 10%への引き上げ中止を求める意見書の提出について	倉吉市 足 羽 佑 太	9 頁
総 元年 - 3 (元. 5. 21)	教 育	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2020 年度政府予算に係る意見書採択について	鳥取県高等学校教職員組合 執行委員長 岡 島 恒 志 外	11 頁
総 元年 - 6 (元. 6. 3)	元気づくり	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について	新日本婦人の会鳥取県本部 会長 山 内 淳 子	12 頁
総 元年 - 8 (元. 6. 3)	会計管理	公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興について	鳥取県労働組合総連合 議長 田 中 暁	13 頁
総 元年 - 12 (元. 6. 7)	教 育	小中学校通学路等における安全確保の推進と、危険箇所の再点検について	倉吉市 足 羽 佑 太	15 頁

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 元年 - 2 (元. 5.20)	福祉保健	ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出について	ハンセン病元患者家族に対する政府の謝罪と賠償を求める会 代表 池原正雄	17頁
福 元年 - 5 (元. 5.31)	福祉保健	精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について	鳥取県精神障害者家族会連合会 会長 濱崎智熙	18頁
福 元年 - 10 (元. 6. 5)	福祉保健	薬物乱用の防止に向けた意見書の提出について	倉吉市 足羽佑太	19頁
福 元年 - 11 (元. 6. 5)	生活環境	消費生活センターにおける「斡旋」の方法について	倉吉市 足羽佑太	21頁
福 元年 - 13 (元. 6. 7)	生活環境	淀江産廃処分場計画に係る厳正かつ公正な審査、住民への情報提供について	倉吉市 足羽佑太	22頁

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
農 元年 - 4 (元. 5.31)	商工労働	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を 求める意見書の提出について	日本労働者協同組合（ワーカーズユープ）連合会セ ンター事業団中四国事業本部さんいんみらい事業所 所長 大 谷 信 一	25 頁
農 元年 - 9 (元. 6. 3)	商工労働	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書 の提出について	鳥取県労働組合総連合 議長 田 中 暁	26 頁

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 元年 - 7 (元. 6. 3)	地域振興	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について	ヒバクシャ国際署名をすすめる鳥取県民の会 代表 鳥取県原爆被害者協議会会長 後 藤 智 恵 子	29 頁

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
元年－ 1 (元. 5.10)	総 務	<p>本年 10 月に予定される消費税 10%への引き上げ中止を 求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>本年 10 月より、消費税の 10%への増税が予定されている。少子高齢化などの要因により社会保障費が増大する中で、歳入をなんとかして増やさなければならないことは承知しているが、それを安易に消費増税に求めることは慎まなければならない。以下、本件増税に対し、反対の討論を行うものである。</p> <p>そもそも税金は、取りやすいところから取るのではなく、われわれの住民福祉の向上のために使われることを前提として、その目的達成に必要な範囲で、その能力に応じて、公平にその賦課・徴税がなされなければならない。</p> <p>2015 年政府予算における消費税について見ると、歳入は「租税及び印紙収入」と「公債金」に大別されるが、所得税 16.4 兆円、法人税 11.0 兆円、消費税 17.1 兆円と、消費税はもともと大きな割合を占めている。</p> <p>消費税についてよくいわれるのが、逆進性である。すなわち、所得税などは累進課税で、所得の額に応じてその税額が調整され、所得の再分配機能を一定程度果たしているものの、消費税は、富めると富まざるとにかかわらず、一定の税率で徴収されるので、低所得者ほどその負担感が大きくなる問題である。</p> <p>消費税が 5%から 8%になったとき税額の計算がしにくいだけでなく、まわりでも相当の買い控えが起きたものと承知している。</p> <p>増税は、経済の好転や可処分所得の増大が前提であり、無駄な支出を削っても、それでは歳出をカバーできない場合</p>	足羽 佑太 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

	<p>の最終手段であるべきだが、少なくともまわりでは、「経済がよくなったね」「給料が上がったね」という声は聞こえてこない。</p> <p>「株価は上がれど わが暮らし 一向に楽にならざり」状態である。</p> <p>鳥取県でも同様に、われわれの暮らし向きは、数字にしてあらわれている。</p> <p>県民所得は平成 18 年度の 243.5 万円から平成 27 年度の 224.9 万円と減少している。増税できる状況にはない。</p> <p>先の 8%への増税によって、戦後初めて 2 年連続で個人消費がマイナスになった。これはつまり、国民・個人にはもう余裕はないことを物語っているものである。</p> <p>増税、年金カット、医療・社会保障費負担増、賃金低下、物価上昇の中、阿鼻叫喚の声が聞こえてくる。これが庶民の切実な思いであろう。</p> <p>大規模な自然災害も相次ぎ、修繕などで多額の費用も要しており、県内でも、まだブルーシートがかかっている家庭も 0 ではない。</p> <p>軽減税率に関しても、住民の負担を減らすため、生活必需品に関しては還元するといわれる。しかし、そもそも住民の負担を減らすやさしい心があるなら、増税しないでいただきたい。この増税に加担しないでほしい。スーパーなども、増税の対応で無駄な事務作業を強いられ、生産性が低下するはずである。「インボイス（適格請求書）制度」は中小企業にとって大きな負担になると評判が悪い。</p> <p>さらに、軽減税率に関しては、イートインとテイクアウトの線引きもあいまいで、不要な混乱が起こることは明白である。</p> <p>陳情者が懸念するのは、増税ショックで、不況が再来することである。</p> <p>消費税増税だけでなく、税金の割合や用途を再検討し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきである。</p>		
--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		<p>不要不急の大型公共事業への歳出を減らし、住民の福祉、暮らしや社会保障、地域経済の振興に優先的に税金を使うべきである。</p> <p>以上討論してきたように、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える 2019 年 10 月の消費税率 10% への引き上げは中止することを求めるのが相当である。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>地方自治法第 99 条の規定に基づき、鳥取県議会から国に対して、消費税 10%への引き上げ中止を求める意見書を提出すること。</p>		
<p>元年－ 3 (元. 5.21)</p>	<p>教 育</p>	<p>教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2020 年度政府予算に係る意見書採択について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮している。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、学校現場においては、長時間労働是正にむけて教職員の働き方改革がすすめられようとしているが、中でも教職員定数改善は欠かせない。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、</p>	<p>鳥取県高等学校教職員組合 執行委員長 岡 島 恒 志</p> <p>鳥取県教職員組合 執行委員長 井 上 匡 央</p>	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		<p>一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>地方自治法第99条の規定に基づき、鳥取県議会から国の関係機関に対し、2020年度政府予算編成において次の事項が実現されるよう求める意見書を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。 		
元年ー6 (元.6.3)	元気づくり	<p>女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>女性差別撤廃条約制定（1979年）から今年は40年目の節目の年である。</p> <p>女性差別撤廃条約制定から20年を経た1999年、条約の実効性を強化し、一人ひとりの女性が抱える問題を解決するために制定されたのが、女性差別撤廃条約選択議定書である。同議定書は条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に見解や勧告を通知する制度を定めている。この制度によって、女性差別撤廃条約はそれぞれの国で、実効性を伴った条約となり、女性差別撤廃をすすめる大きな力になったといわれている。世界では2009年1月現在で、締結国189か国中109か国が既に批准している。女性差別撤廃条約の締結国は、「女性に対するすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」している。国連が定めた国際的な基準を積極的にすすめる</p>	新日本婦人の会鳥取県本部 会長 山内 淳子	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		<p>ことが、締結国である日本政府の役割であることは明らかである。2016年に、日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会はもちろん、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同議定書の批准を再度日本政府に勧告している。</p> <p>第4次男女共同参画基本計画は、「女性差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討を進める」としている。</p> <p>については、貴県議会から女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准するよう、日本政府に求める意見書を提出していただきたい。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から日本政府に対して、女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准するよう求める意見書を提出すること。</p>		
<p>元年－ 8 (元. 6. 3)</p>	<p>会計管理</p>	<p>公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>自治体が発注する公共工事や委託事業において、ダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが、労働者の賃金を低下させている。建設産業への若年入職者が減少する一方、高齢化が進み、このままでは熟練労働者から若手へ技能が承継されず、建設産業や公共関連事業の将来に深い影を落としている。人材育成には一定の期間を要するため、今、対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラ整備・維持・改修にも支障を生じかねない。低額発注や重層下請のピンハネ構造による低賃金は、ワーキング・プアを生むだけでなく、公共サービスや建築物の質の劣化・事故を</p>	<p>鳥取県労働組合総連合 議長 田 中 暁</p>	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

	<p>招く。ここ数年は、トップランナー方式による自治体財政の締め付けが厳しくなり、正規職員の非正規職員への置き換えがすすむなど、公務・公共サービスの質的劣化が問題になっている。さらに、各地で相次ぐ自然災害でも、公共施設への信頼に疑問を出される場面も増えている。その上、労働者不足で建設産業そのものが疲弊し、地域経済の維持に警鐘が発せられており、老朽化の進行による生活関連インフラの改修すらできない事態が起きている。</p> <p>その打開のため国土交通省は、2013年から2018年の6年間で公共工事設計労務単価を全職種平均で39.3%（東日本大震災被災地では55.3%）引き上げ、「適切な賃金水準の確保と社会保険加入」を業界団体や自治体に要請した。これによって、公的機関からの公共工事発注単価は改善されたが、元請企業や中間業者による中抜きやピンハネ、一向に改善されない重層下請け構造などで、その賃金が現場の労働者に届いておらず、現場労働者の処遇は、政府の意図通りには改善されていない。さらに、アウトソーシングや指定管理の現場で働く多くの労働者の賃金は、最低賃金に接近している。</p> <p>こうした事態を改善するために、今、公契約条例の制定が各地で急速に広がっている。残念ながら、日本の法律・条例で、賃金を規定できる法律・条例は最低賃金法と公契約法・条例以外にはない。公契約条例を制定する目的は、発注額と労働者の賃金の適正化により、公務・公共サービスの質の確保、事業者の健全経営、労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し、地域循環型経済の確立をめざし、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現しようとする自治体の決意を住民に宣言することにある。</p> <p>鳥取県でも、早急に、公契約条例を制定し、住民の安全・安心を守る公務・公共サービスの質を確保するために、ダンピング受注を廃して適正価格による発・受注を実施し、労働者の労働条件を改善することが緊急に必要である。</p>		
--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		<p>さらに人手不足の拡大によって、必要な行政サービスが確保できないような事態は避けなければならない。</p> <p>よって、鳥取県が労働者の適正な賃金・労働条件を確保する公契約条例を制定すべく、次に掲げる決議をあげて行政側に実施を求めていただくよう陳情する。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県が発注する公共工事や業務委託について、公的サービスの質を確保するため、鳥取県が適切と考える賃金・報酬が事業に従事する労働者に確実に支払われるよう、公契約条例の制定に向けた検討を行うこと。</p>		
<p>元年－12 (元. 6. 7)</p>	<p>教 育</p>	<p>小中学校通学路等における安全確保の推進と、危険箇所の再点検について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>5月8日、滋賀県大津市の交差点で車2台が衝突し、このうち1台が信号待ちしていた保育園児らの列に突っ込み、2歳の園児2人が死亡した。</p> <p>まず、亡くなった犠牲者の方に、心から哀悼の意を表したい。</p> <p>この事故をうけ、滋賀県は5月27日夜、事故があった交差点の北側と南側の2か所に高さ80センチメートルの鉄製ガードパイプを設置する工事を開始した。</p> <p>福岡でも、交差点に猛スピードで車が突っ込んでいく事故や、川崎市多摩区で小学生ら複数人が刺され犠牲者が出る、おぞましい凶行も起こっている。</p> <p>このような事件や事故を受けて、危険箇所について、再度点検し、対策を講じることは、弱い立場の子どもを守ってあげる大人の唯一の役割だろうと思う。私は、社会的に弱い立場の人に手を差し伸べ、声を聞いてあげるのが行政の役割であり、議会の役割であると思うし、そのため、このように</p>	<p>足 羽 佑 太 (倉吉市)</p>	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

	<p>犠牲になった方のために、自分のできることは、こうやって声をあげ続けることであると信じている。</p> <p>倉吉市内でも、県道249号線とマクドナルドのある川沿いの側道との交差点付近には一時停止標示がなされているが、マナーの悪いドライバーが、そこで停止せずに、横断歩道に向かって車が突っ込み、これまでに私も、何度か車に轢かれそうになった。ここは、小学校の目の前で、小学生の歩行者も多い（これに関しては、一時停止標識・標示を強調したり、停止標示前に波上の凹凸をつけて減速しやすくしたり、一時停止標示をもっと手前にするなどして注意喚起するのも例示としてあり得ると思う。）。</p> <p>以上述べたように、小中学校通学路などの危険箇所の再点検を行い、安全対策を強化し、所要の対策を行うことを、地方自治法第125条によって鳥取県執行部に求めている。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県執行部において、小中学校通学路などの危険箇所の再点検を行い、安全対策を強化し、所要の対策を行うこと。</p>		
--	---	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
元年ー 2 (元. 5.20)	福祉保健	<p>ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>ハンセン病元患者家族の被害訴訟に対して、政府の謝罪・賠償を求める集団訴訟が行われたのは、2016年3月15日のことだった。これに対して政府は、「家族については被害は及んでいない」との立場をとり、家族の要求を拒否している。</p> <p>ハンセン病差別の根源「らい予防法」が1996年に廃止されて以降、政府は2001年の熊本地裁判決において隔離政策の違憲性を受け入れ、ハンセン病療養所入所者への謝罪と補償を行った。同時に、厚生労働省内に「ハンセン病検証会議」を立ち上げ、差別実態を明らかにしようと、自治体、医療界、教育界、マスコミなど、あらゆる分野の実態と検証を行うとともに、「家族の被害」についても調査・検証を行っている。</p> <p>その後、救済活動は旧植民地下の台湾・朝鮮の療養所入所者にも及び、残すは家族被害に対してのみとなっている。被害状況については、多くの関連出版物やマスコミ報道によっても明らかにされており、原告の大半が本名を名乗れないところに家族被害が示されているといえる。また、現在の厚生労働省が発行している中学生向け啓発パンフレットには、「入所者や社会復帰者、その家族への偏見と差別」について記述されており、政府自身が家族被害を認めている。</p> <p>これらのことから、現在の政府による家族被害訴訟への対応は、政府自らが国民に啓発してきたことと相反しており、その結果、国民に不信感を招いていると言わざるを得ない。</p>	<p>ハンセン病元患者家族に対する政府の謝罪と賠償を求める会 代表 池原正雄</p>	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		<p>得ない。</p> <p>さらに厚生労働省は、毎年6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め式典を開き、省内敷地に「ハンセン病施策の反省と謝罪・亡くなった方への追悼と解決に向けての取り組み」を碑文に示している。家族被害を認めぬ態度は、元患者家族がこの碑文の対象ではないことを示し、これは実態を無視していることにほかならず、ハンセン病差別の問題解決につながらないとする。</p> <p>ハンセン病家族の被害は、私たちの隣人の問題である。とりわけ鳥取県は、官民一体となり患者を療養所に強制隔離する「無らい県運動」に最も積極的に取り組んだ歴史経験をもつ。だからこそ今度は、官民一体となりすべてのハンセン病差別の救済に積極的に取り組む責務があるとする。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から政府及び国会に対し、ハンセン病元患者家族の被害を直視し、元患者家族に対して謝罪と賠償を行うよう求める意見書を提出すること。</p>		
元年ー 5 (元. 5.31)	福祉保健	<p>精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>平成 26 年 2 月に日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成 28 年 4 月には障害者差別解消法が施行された。国連障害者権利条約第 4 条は「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適切な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」を明文化し、障害者差別解消法第 1 条も「この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳</p>	鳥取県精神障害者家族会連合会 会長 濱 崎 智 熙	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		<p>が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定めている。</p> <p>一方、障がい者の交通割引運賃の現状について、身体障がい者の外部障がい者は昭和 25 年、内部障がい者は平成 2 年、知的障がい者は平成 3 年から実施されているが、精神障がい者の場合は、その公共交通機関利用のニーズは他の障がいと何ら変わるものではないにもかかわらず、未だ JR 等の交通運賃割引制度から除外されたままになっている。</p> <p>このように、国連障害者権利条約が締結され、障害者差別解消法が施行されてもなお、精神障がい者が障がい福祉サービスや障がい者施策の対象から除外されるなら、精神障がい者の「社会参加」と「平等」への切実な願いは潰えてしまう。</p> <p>ついては、鳥取県議会において、国に対して、精神障がい者も身体障がい者や知的障がい者同等に交通運賃割引制度の適用を求める意見書を採択されるよう心からお願い申し上げる。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国会及び関係行政機関に対して、精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書を提出すること。</p>		
<p>元年－10 (元. 6. 5)</p>	<p>福祉保健</p>	<p>薬物乱用の防止に向けた意見書の提出について</p>	<p>足 羽 佑 太 (倉吉市)</p>	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

	<p>▶陳情理由</p> <p>鳥取県では、さきに鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例を改正し、いわゆる危険ドラッグを違法なものと定義するなど、薬物乱用防止に向けた取組をすすめておられることに敬意を表する。</p> <p>薬物は、言うまでもなく、その人の身体と心を破壊する危険なものであり、昨今では芸能人による乱用事件なども多く報道されている。</p> <p>県民や国民を、そういった危険なものから守るのは重要であるが、いまだにそういったものが、特にインターネット上などで多く販売されている実情がある。</p> <p>以前テレビでやっていたのであるが、とある特定のキーワード（いわゆる薬物の隠語）を入力し検索すると、その販売者が一覧で出てくるようで、Twitter 上にもそういった書き込みを見ることができた（別途参考画像あり）。</p> <p>Twitter などの SNS は、若者が多く利用していることから、そういった危険な情報が氾濫しているのは危険であり、事業者については、そういった書き込みを、「暴力や犯罪を助長・促進する表現」として、自動的に規制・BAN することが必要だが、対応が追いついていない実情がある。</p> <p>多くの国民が利用する SNS におけるそういった書き込みが、国民と薬物を結びつける接点になることは断じて許されないことであって、このような書き込みについて、事業者に対策を要請すべきことを求める意見書を、鳥取県議会として、地方自治法第 99 条に基づき、提出していただきたい。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>地方自治法第 99 条の規定に基づき、鳥取県議会から国に対して、SNS における違法薬物売買の書き込みに対する対策を求める意見書を提出すること。</p>		
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

<p>元年－11 (元. 6. 5)</p>	<p>生活環境</p>	<p>消費生活センターにおける「斡旋」の方法について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>鳥取県消費生活センターは、県民の安全で安心なくらしを確保するため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に基づき設置された機関であり、その具体については、鳥取県消費生活センター条例（昭和 46 年鳥取県条例第 3 号）が規定し、東部・中部・西部の各消費生活相談窓口で、たとえば悪徳商法、契約トラブル、多重責務などの消費者トラブルの解決に向けた助言、斡旋、情報提供等を行っている。</p> <p>直近においては、情報化社会、インターネット技術の進展にともない、インターネット企業、IT 企業、ネット通販等に係る消費者トラブルも増えている。</p> <p>ところで、鳥取県消費生活センターが斡旋を行う場合、現状は、企業に対して電話のみにより斡旋を行っており、電話番号を設けていないもののメールアドレスや問合せフォームを設けている企業に対しては、「斡旋をしない」スタンスをとっているようである（「相談内容を消費生活相談室から事業者へ電子メール等で問合せすることはできないのか」という趣旨の「県民の声」に対する回答）。</p> <p>しかし、最近では、大企業の中にも、電話番号を設けず、メールアドレスや専用の問合せフォームのみ設けているところも多い。また、たとえば悪徳業者については、そもそも電子メールや WEB ページに記載されている電話番号が虚偽であるケースもあり、また、せっかく問合せ手段があるのに消費生活センターが何もしないというのでは、多様化する消費者トラブルに十分に対応できないように思う。</p> <p>消費者個人が問合せするよりも、公的機関としてのお墨付きを持ち、消費者法等に係る知識を持つはずの消費生活センターが問合せした方が、応対する企業としても真摯な対応が期待される場所である。</p>	<p>足羽 佑太 (倉吉市)</p>	
----------------------------	-------------	--	------------------------	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		<p>また、電話よりも、公文書として形に残ることから、記録性にも優れている。</p> <p>中国各県における消費生活センターと企業との交渉状況に関しては、島根県が「相談者に代わり、相談内容を県の消費生活相談窓口から事業者電子メールで送っている」そうである（上記「県民の声」に対する回答）。</p> <p>については、鳥取県においても、事業者に対する斡旋方法について、島根県のように、電話番号を設けていない企業に対しても、電子メールや問合せフォーム等による斡旋を行うよう、議会から執行部に求めていただきたい。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県消費生活センターから事業者に対する斡旋方法として、電話番号を設けていない企業に対しても、電子メールや問合せフォーム等による斡旋を行うよう、鳥取県議会から鳥取県執行部に対し求めること。</p>		
元年－13 (元. 6. 7)	生活環境	<p>淀江産廃処分場計画に係る厳正かつ公正な審査、住民への情報提供について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>6月5日付け日本海新聞には、鳥取県が淀江産廃処分場計画に係る事業者と住民との意見調整手続を終了する旨、報じられている。</p> <p>私は倉吉市民なのであるが、この問題を外部からみているとき、有害物質が漏出する懸念が「限りなく0に近い」と県や事業者が言っても、「名水の郷」に産廃処分場を作ると急に言われ、それを受け止める住民の不安や安全への懸念は、相当払拭するのが困難なのだろうと思っている。</p> <p>それだけに、今後の廃棄物処理法に基づく手続においては、住民の不安や不信を可能な限り払拭する努力、説明責任が事業者には求められるし、県は厳正かつ公正な審査を</p>	足羽 佑太 (倉吉市)	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		<p>していくことが必要だと思う。関係者お互いに、本件について誠実に、真摯に議論することも必要だと思う。</p> <p>いずれにせよ、当事者に対し、丁寧で十分な説明が必要であるし、開かれた県政を標榜する鳥取県においては、住民に、本件に係る参考資料等を可能な限り提供していくことも必要である（正しい資料がなければ、可否を判断できないため。）。</p> <p>今後の法手続に当たっては、事業者には住民の不安や不信を可能な限り払拭する努力、説明責任が必要であり、県はこれまで以上に厳正かつ公正な審査をしていくことが必要である。</p> <p>以上について、地方自治法第125条によって、鳥取県議会として鳥取県当局に対し求めることを陳情する。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会として、鳥取県当局に対し次に掲げるとおり求めること。</p> <p>淀江産廃処分場計画に係る今後の法手続に当たっては、事業者には住民に不安や不信を可能な限り払拭する努力、説明責任が必要であり、県はこれまで以上に厳正かつ公正な審査をしていくことが必要であること。</p>		
--	--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
元年ー 4 (元. 5.31)	商工労働	<p>「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>「協同労働の協同組合」は、組合に参加する人すべてが、協同で出資し、協同で経営するという協同で働く形をとっており、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動をしている。</p> <p>国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など10万人以上が、この「協同労働」という働き方で20年、30年という長い歴史の中で働いてきたが、「自分たちの働き方に見合った『法人格』がほしい」、「『労働者』として法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしい」と法律の整備を求めて活動してきた。</p> <p>その甲斐あって、この働き方や法人格を認めるための「協同労働の協同組合」の法制度を求める取組が全国に広がり、国会で超党派の協同組合振興議員連盟が立ち上がるなど法制化の具体的な検討が始まった。</p> <p>この「協同労働の協同組合」は、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちで作る新しい働き方としての期待や、地域の様々な課題に住民自身に取り組むための「組織」として期待をされている。</p> <p>私たちは、この法制化の流れを推し進めるため、国会でのしっかりとした議論と速やかな制定を強く要望する。誰もが、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、こうした働き方は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きる</p>	<p>日本労働者協同組合（ワーカーズコープ） 連合会センター事業団中四国事業本部 さんいんみらい事業所 所長 大谷 信一</p>	

農林水産商工常任委員会・陳情

		<p>ことに困難を抱える人々自身が、社会に参加する道を開くものである。</p> <p>鳥取県議会におかれても、本陳情の趣旨について御審議いただき、決議の上、国会及び政府（関係行政官庁）あてに速やかな制定を求める意見書を提出していただきたい。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国会及び政府に対して、「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定に向け、国会での徹底した議論と速やかな制定を求める意見書を提出すること。</p>		
元年－ 9 (元. 6. 3)	商工労働	<p>最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>アベノミクスによる「異次元の規制緩和」によって、大企業の内部留保は増えたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けている。「雇用の流動化」が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が年収200万円以下というワーキング・プアに陥っている。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立できない人が増え、厚生労働省によれば、2017年の婚姻率は0.49%（推計値）、2016年の出生率も1.44とどちらも前年より0.01%落ち込み、少子高齢化がさらにすすみ、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害する「貧困の連鎖」も深刻な社会問題となっている。</p> <p>2018年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給985円、鳥取県では762円、最も低い地方は761円である。毎日フルタイムで働いても月11～14万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する「健康で文化的な最低限の生活」はできない。しかも、時間額で224円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、</p>	鳥取県労働組合総連合 議長 田 中 暁	

農林水産商工常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

	<p>地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっている。地方経済を再生させる上で、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引上げが必要である。</p> <p>安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」として、最低賃金の引上げをすすめている。しかし年3%の引上げでは「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円をめざす」とした2010年の「雇用戦略対話」での政労使三者合意を先延ばしするだけである。今すぐ政治決断で、1,000円以上に引き上げるべきである。</p> <p>あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効である。さらに、公正取引の確立からみても、最低賃金を最低限の生活を保障する水準に引き上げ、地域間格差を解消し、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切である。</p> <p>最低賃金法第9条には、「最低賃金の原則」として「労働者の生計費と賃金」に加えて、先進国では例のない「通常の事業の支払能力」が併記されている。大企業の経済活動に大きく左右される指数が地域別のランク付けの判断要素とされ、政府や使用者側は、これを理由に、最低賃金を劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者との賃金と比較している。そうした「生計費」原則を無視した地場賃金を低くおさえる動きによって、地域間の賃金格差が固定・拡大され、地域経済の疲弊を深化させているのである。</p> <p>現行憲法では「すべて国民は、法の下に平等」、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護水準を下回ってはならないとしている。</p>		
--	---	--	--

農林水産商工常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

		<p>最低賃金の地域間格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴県議会から国に対し次に掲げる項目の意見書を提出するよう陳情する。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国に対し、次に掲げる項目を求める意見書を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政府は、ワーキング・プアをなくすため、政治決断で最低賃金をすぐに1,000円以上に引き上げること。 2 政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。 3 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。 4 政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を抜本改正すること。 5 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。 		
--	--	---	--	--

農林水産商工常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
元年－ 7 (元. 6. 3)	地域振興	<p>核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>現在、私たちは人類の生存を脅かす核兵器の増大する危険の元で暮らしている。地球上には 15, 000 発もの核兵器が存在し、その多くが警戒発射体制に置かれている。超大国間の対立が新たな段階を迎える中、人類は際限のない核軍拡競争にさらされている。</p> <p>広島、長崎の 74 年前の惨禍が示しているように、核兵器は人道に反する悪魔の兵器であると同時に、一発でも爆発すれば、人間の健康、地球環境、経済に長期にわたる壊滅的影響を与える。意図的であれ、偶発的であれ、核兵器爆発のリスクは容認できないほど高くなっており、私たちはみな、核による絶滅の脅威にさらされている。</p> <p>核兵器の廃絶は、緊急に解決すべき人類的課題となっている。</p> <p>こうした中、国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、2017 年 7 月 7 日の国連会議で国連加盟国の約 3 分の 2 にあたる 122 か国の賛成で採択された。核兵器禁止条約は第 1 条において、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」、さらにその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締結国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止している。</p> <p>2019 年 3 月時点で、70 か国の調印、22 か国の批准となり、条約の発効に必要な 50 か国による批准は 2020 年までに達成される見込みである。この条約の採択に果たした日本</p>	<p>ヒバクシャ国際署名をすすめる鳥取県民の会 代表 鳥取県原爆被害者協議会会長 後 藤 智 恵 子</p>	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		<p>の被爆者の役割は大きく、条約の中に、被爆者が受けた苦しみと損害への留意も記されている。核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応えて、唯一の戦争被爆国である日本は率先して、条約の批准に取り組み、核兵器廃絶の先頭に立つべきである。</p> <p>▶陳情事項 鳥取県議会から日本政府に対して、すみやかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書を提出すること。</p>		
--	--	---	--	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

